

金沢市介護保険施設等指導要綱

(平成13年2月1日決裁)

改正 平成18年4月1日決裁

平成19年4月1日決裁

平成24年4月1日決裁

平成28年4月1日決裁

平成29年4月1日決裁

平成30年3月30日決裁

令和4年5月25日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条等の規定による次に掲げる者等（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は質問若しくは照会に基づく指導について基本的事項を定めることにより、居宅サービス等（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びにこれらに相当するサービスをいう。以下同じ。）の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、介護保険施設等が行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 居宅サービス等を担当する者又は居宅サービス等を担当する者であった者
- (2) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (3) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (5) 指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者
- (6) 介護老人保健施設の開設者又は介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者

業者

- (7) 介護医療院の開設者又は介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者
- (8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (10) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者
- (11) 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者若しくは医師その他の従業者

（指導の方針）

第2条 指導は、介護保険施設等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する基準等について周知徹底させることを方針とする。

（指導の形態等）

第3条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

2 集団指導は、市長がその指定又は許可（以下「指定等」という。）の権限を有する介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。ただし、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

3 運営指導は、次の各号のいずれかの形態により行う。

- (1) 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
- (2) 国又は石川県と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

4 運営指導は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める指導を、原則として実地において行う。この場合において、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施する場合があるものとする。

- (1) 介護サービスの実施状況指導 個別のサービスの質（施設及び設備並びに利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

(2) 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（次号に掲げるものを除く。）

(3) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

5 運営指導は、原則として指定等の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。

6 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検とその結果の提出を依頼し、第4項第1号及び第2号に掲げる指導については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。この場合において、サービス種別ごとの確認項目及び確認文書については、国が定めるところによる。

7 運営指導（第4項第1号及び第2号に掲げる指導に限る。）においては、確認項目以外の項目は特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

（指導の対象の選定）

第4条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、指導の形態に応じ、次に定める方針に基づいて選定を行う。

(1) 集団指導 市長が指定等の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。ただし、より一層内容の理解が図られるよう、サービス種別ごとに実施し、新規の指定等又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等の方法をとることがある。

(2) 運営指導 一般指導にあつては実施頻度、個別事由等を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう選定し、合同指導にあつては一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

2 集団指導及び運営指導は、石川県及び関係市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うことによって、適切な実施に努めるものとする。

（集団指導の方法等）

第5条 集団指導については、その日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

2 集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により

確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供をするとともに、オンライン等の活用による動画の配信等を行う場合は、配信動画の視聴及び資料の閲覧の状況について確認する。

(運営指導の方法等)

第6条 運営指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、運営指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等及び当日の進め方等を文書により当該介護保険施設等に原則として1月前までに通知する。ただし、運営指導の対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導の開始時に文書により通知するものとする。

2 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談の方法により行う。この場合において、施設及び設備並びに利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、その活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮するものとする。

3 運営指導にあたっては、次に定める事項に留意する。

(1) 同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導について、できるだけ同日又は連続した日程で行うこと等により効率化を図ること。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）等、介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施について、介護保険施設等の状況も踏まえた上で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進すること。

(3) 運営指導において準備する文書は、原則として前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、新規の指定等の時、指定等の更新時及び変更時に提出されている等により本市が既に保有している文書については原則として再提出を求めないこと。この場合において、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されているときは、ディスプレイ上で内容を確認することとし、原則として印刷した書類等の準備や提出は求めないものとする。

4 運営指導の結果、人員、施設及び設備若しくは運営について改善を要すると認められ

る事項がある場合又は介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

5 介護保険施設等に対し文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 運営指導中において、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに金沢市介護保険施設等監査要綱（平成13年2月1日決裁）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 本市の介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月25日決裁）

改正前の第6条第1項の規定により通知を行った実地指導については、なお従前の例による。